

北上市景観規則の一部を改正する規則

北上市景観規則（平成21年北上市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前

(工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外の工作物は、次に掲げるものとする。

(1)～(13) [略]

別表第2 (第5条関係)

行為	内容	
[略]		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩	[略]	
	(5) [略]	[略]
	(6) 前号までの規定に関わらず、変更面積の見付面積に対する割合が10パーセント以下のもの。ただし、景観形成強化区域にあっては、	

改正後

(工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外の工作物は、次に掲げるものとする。

(1)～(13) [略]

(14) 太陽光発電施設

別表第2 (第5条関係)

行為	内容	
[略]		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩	[略]	
	(5) [略]	[略]
	(6) 第2条第14号に掲げるものの	高さが10メートル以下で、かつ、 <u>築造面積が1,000平方メートル以下のもの。ただし、景観形成強化区域にあっては、高さの要件にかかわらず、 築造面積が10平方メートル以下のもの</u>
	(7) 前号までの規定にかかわらず、変更面積の見付面積又は <u>築造面積</u> に対する割合が10パーセント以下のもの。ただし、景観形成強化区	

コメントの追加 [1]: 実務的に築造面積10平米で高さ10メートルを超えることはないかと思いますが、景観形成協区域にもかかわらず高さの要件が緩和されることには違和感があります。

建築物もそうなので、合わせるほかなさそうですねが…

の変更	その割合が次に該当するもの。	の変更	域にあっては、その割合が次に該当するもの。
	ア～エ　　〔略〕		ア～エ　　〔略〕
〔略〕		〔略〕	
備考　改正部分は、下線の部分である。			

附 則

（施行期日）

1　この規則は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の北上市景観規則の規定は、施行の日以後に新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新設等」という。）を行う工作物について適用し、同日前に新設等を行う工作物については、なお従前の例による。

コメントの追加 [水澤潤也2]: やろうとしていることを文言に落とし込むと、このような形になるかと思います。

【意図】周知期間を考え、7月以後に行う建築・建設行為を規制したい

【考え方】周知にざっくり2か月（4・5月）はかかる。行為の届出が1月前までにすることとされていることを踏まえると、規制の対象となる行為は7月以後に着手する行為から。それより早いのは不意打ち感が生じるので避ける。

【規定の置き方】

施行日を「7月1日」としたうえで、規制の対象となる行為が「その日以後に新設等をする行為」であることを明示する。

原案で「6月1日施行」としていただいていたのは、「届出を間に合って出せるように」という気づかいだったかと思いますが、規制の網をかける行為を↑のように定義したことで、（規制がかかっている行為である以上は）届出が必要であり、かつ、届け出ができることは自明であるので、普通に施行日を7月1日としてよいかと思います。

この場合、行為に規制をかけること自体は公布...